早めに冬用タイヤに交換を



11月末日までにタイヤ交換



12月は直近10年で（平成28年度～令和7年度）大規模滞留7回発生！



冬用タイヤの使用限度をチェック!

冬用タイヤの溝が新品時から50%摩耗すると使用限度を示す「プラットホーム」が表面に露出します。このようなタイヤは冬用タイヤとしては使用できません。



ノーマルタイヤでの積雪・凍結道路走行は法令違反!

冬用タイヤへの早めの交換、タイヤチェーンの携行・早めの装着を。さらに大型車は常にチェーンを携行しよう!

反則金

大型	7千円	普通	6千円
二輪	6千円	原付	5千円

国土交通省　公益社団法人 雪センター　JATMA 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会